

2025年7月31日
アイケイ株式会社

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第五項）

マージン率は以下の算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣の料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣労働者の料金の平均額}}$$

* 当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入（消費税含む）

【対象期間：2025年8月1日～2026年7月31日】

事業所名称	アイケイ株式会社
事業所所在地	〒503-0931 岐阜県大垣市本今3-61
派遣許可番号、許可年月日	派23-304213、令和6年8月1日
① 派遣労働者の数（25年8月1日現在）	3名
② 派遣先の実数（事業年度あたり件数）	2件
③ 労働者派遣料金の平均額（一日8時間換算）	19,600円
④ 派遣労働者賃金の平均額（一日8時間換算）	12,000円
⑤ マージン率（③-④）／③	38.8%
⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項・・・派遣前教育、安全衛生教育	
⑦ マージン率に含まれるもの ・雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料、その他（福利厚生費、教育訓練費、募集採用費、営業・労務管理費、賃料その他営業経費等）が含まれています。	

【キャリアアップに資する教育訓練】

教育訓練	対象者	方法	実施期間	訓練費の負担	賃金の支払い
工場内受入れ教育	全派遣労働者	OFF-JT	採用時	無	有
機械・材料の取扱い	全派遣労働者	OJT	採用時	無	有
作業手順訓練	全派遣労働者	OJT	採用時	無	有
現場リーダー教育	各リーダー	OFF-JT	3年目	無	有

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間の終了日：2028年7月31日）

・協定対象派遣労働者の範囲（金属製品製造業務に従事する従業員等）

* キャリアコンサルティングの相談窓口及び連絡先：大垣事業所

電話番号 0584-74-7179